

# いきサポ愛知

第6号 2019.MARCH

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター  
受託/一般社団法人 愛知県労災指定医協会

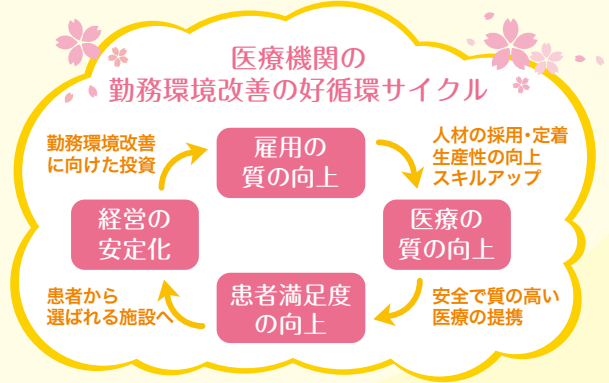


あなたの病院は大丈夫ですか？

## 医師の労働時間短縮に向けた取り組み

2024年4月の医師の時間外労働の上限規制適用までの5年間に、医療機関は自らの状況を適切に分析し、計画的に労働時間短縮に取り組んで行くこととなります。

昨年2月に「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」が示され、その取組の6項目が**未実施である病院については、2019年度中に医療勤務環境改善支援センターとともに、個別に状況確認を行い、無料でご相談、訪問相談等に対応**させていただきます。



チェックを入れて確認！ ひとつでもチェックがつかない項目があれば**すぐに改善**しましょう！

提言項目と取り組み内容	チェック欄
① 医師の労働時間管理の適正化に向けた取り組み 在院時間を客観的に把握するためICカード、タイムカード等を導入している。	
② 36協定の自己点検 36協定の定めなく、また、36協定に定める時間数を超えて時間外労働をさせていない。	
③ 既存の産業保健の仕組みの活用 衛生委員会や産業医等、既存の産業保健の仕組みを十分に活用している。	
④ タスクシフティング(業務の移管)の推進 特定行為研修を終了した看護師を有効活用し、タスクシフティングを進めている。	
⑤ 女性医師等に対する支援 短時間勤務等多様で柔軟な働き方の推進など、女性医師が出産・育児等のライフイベントで継続的なキャリアの形成が阻害されないよう対策を進めている。	
⑥ 医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取り組み 医療機関・診療科の特性を踏まえた取り組みを積極的に検討し、導入している。	

ご存じですか？

医療機関の医師労働時間短縮計画を支援センターと策定することにより、税法上の特典が受けられます。

**特別償却制度が導入！**

「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことに対応して、地域における安全で質の高い医療を提供するため、**医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について特別償却**できることとなりました。

これは医療機関が都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した「医師労働時間削減計画」に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のものが対象となり、取得価格の15%が特別償却されます。

他に、「地域医療構想の実現のための病床再編等の促進」「医療用機器の効率的な配置の促進」についても、それぞれ取得価格の8%、12%が特別償却されます。

医療スタッフ、患者からも 選ばれる医療機関へ



# 業務の進め方の見直し改善を図り 時間外労働を削減しました！

社会医療法人 杏嶺会 一宮西病院 薬剤科

当病院の薬剤師は各病棟に配置されており、患者様が入院される際に持参される薬の安全性や効能等のチェックを速やかにおこなっています。また、当病院が処方する薬については調剤室薬剤師2名(シフト制)がチェックをしています。

## 改善事項

### 問題点

金曜日の時間外から月曜日に入院される患者様の持参される薬のチェックを併せて月曜日に行うため月曜日の業務量が多く時間外労働の原因となっていました。



### 改善方法

病棟ごとに日曜日の出勤者を定め、薬のチェック業務を行うこととした結果、月曜日の時間外労働が削減されました。  
なお、日曜日の出勤者は、金、土を休むこととなります。

### 問題点

調剤室には2名ずつ入り、調剤・処方していましたが、2名では処理しきれず、時間外労働の原因となっていました。



### 改善方法

毎日11時半から12時、16時半から終業まで薬剤師全員が調剤室に応援に入って調剤・処方することにより、時間外労働が削減されました。

### 問題点

吸入などの外来指導は病棟薬剤師が担当していましたが、外来病棟まで移動距離と移動時間がかかっていました。



### 改善方法

距離的に近い調剤室薬剤師が外来指導することにして、移動時間の無駄を省きました。

## これらの取り組みで時間外労働を半年後に7割削減！

当薬剤科では、業務内容を見直し、抽出されました問題点等に対して、薬剤師間で話し合い、新たにルールを作成・運用した結果、平成30年5月時点の時間外労働を半年後には大幅に**7割削減**出来ました。

職員が無理すること無く、短期間で時間外労働を大幅に削減することが出来たことにより、薬剤科では時間を有効に活用し、自己研鑽を充実させるなど、**スキルアップ**にも繋がっています。

皆様がたの医療機関におかれましても、今一度、業務の進め方を見直してみませんか。



# 職員の安全確保の重要性 ～院内暴力への対応～

医療労務管理アドバイザー 安藤 彩

院内暴力といっても、殴る蹴るなど有形の暴力ではありません。大声で怒鳴るなど無形の行為も暴力の一つです。

①暴行・傷害・脅迫などの刑法にあたる行為があった場合は、医療機関が毅然とした態度で対応し、場合によっては警察に通報することも必要です。

②大声で怒鳴る、窓口に居座るなどして、他の患者さんの迷惑になる場合も同様です。



スタッフの安全確保を図るために医療機関として暴力行為等が発生した場合の初動対応等の体制をしっかりと定め、周知しましょう。

..... 現場のハラスメントへの法規制 .....

	セクハラ・マタハラ	パワハラ
現状	企業への防止措置義務あり	企業への防止措置義務なし

厚生労働省方針 **パワハラに対しても企業への防止措置を義務づけへ**

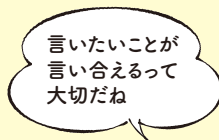
## 指針で想定される具体的な措置

- 加害者への懲戒規定をつくり、周知する
- 社員研修などで再発防止を図る
- 相談窓口をつくる
- 被害者、加害者のプライバシーを守る
- パワハラが起きたらすぐに調べ、被害者を保護し、加害者を懲戒する
- 相談したことを理由に解雇しないと社員に明示する



スタッフ間に暴言やパワハラ行為があつては、安全な職場とは言えません。

各種ハラスメント防止措置を講じましょう！



クレームやインシデントと決めつけず、話を聞くことが大事

日頃から、スタッフ同士がコミュニケーションを取り合うことで、患者さんの暴言・暴力のエスカレートを防ぐことができます。

安心して働くことのできる職場環境の構築をスタッフ全員で目指しましょう！各種ハラスメント防止措置に関するお問い合わせもお待ちしております。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ・ご相談は愛知県医療勤務環境改善支援センターへ

相談無料  
秘密厳守

TEL 052-212-5766

受付時間 / 9:00~17:00(土・日・祝日除く)

.....医療労務管理.....  
**アドバイザー紹介**

アドバイザーを一人ずつ紹介していきます。  
 皆さまの参考になれば幸いです。



社会保険労務士  
**富士本 正先生**

こんにちは。愛知県医療勤務環境改善支援センターで医療労務管理アドバイザーを担当させていただいている富士本 正と申します。主な活動内容としては医療機関の院長様、事務長様、看護部長様等に連絡を取り、アポイントの上、訪問し、労働関係の法改正のご説明をしたり、働き方改革の進捗状況をヒアリングし、アドバイスしたりしております。

また厚生労働省が進めている「医療勤務環境改善マネジメントシステム」(以下マネジ  
 メントシステム)についてもご説明し、その導入のお手伝いをさせていただいておりま  
 す。マネジメントシステムは、医療機関で働いている職員の皆様方一人一人が、仕事の進  
 め方についての問題点や解決方法を考え、話し合い、チームとして仕事を効率化して、勤  
 務環境を改善していこうという活動であり、既に活動を行い、成果を上げていただいで  
 いる医療機関もあります。この改善活動を通して、「仕事がしやすくなった。」「残業が  
 減って早く帰れるようになった。」といった声を多くお聞かせいただきたいものです。

愛知県下であれば、どこへでも出かけて行きますので、ぜひお声を掛けてください。電話でもFAXでもメール  
 でも結構です。ご連絡をお待ちしております。

**2019年度セミナー開催予定** **受講無料**

日程	場所	講師及び研修テーマ	定員	申込締切
第1回 6月18日(火) 14:00 ~16:00	愛知県医師会館 地下講堂 名古屋市中区栄 4丁目14-28	<b>改正労基法等施行に伴う労働時間管理の適正化</b> ~時間外労働の上限時間数、宿日直、研鑽、健康確保措置等~ 講師: 愛知労働局監督課担当官	100名	5月31日(金)
第2回 7月23日(火) 14:00 ~16:00	愛知県医師会館 地下講堂 名古屋市中区栄 4丁目14-28	<b>健康で働き続けられる職場づくり</b> ~均等割二交代制勤務のメリットに着目して~ 講師: 濱田 由美氏 愛知厚生連 安城更生病院看護部長	100名	7月12日(金)

**セミナー参加申込書 FAX:052-212-5767**

下記参加申込書にご記入の上、  
 FAXでお申し込みください。

貴院名				
TEL			FAX	
6月18日(火)	参加者様 氏名・役職	様 (役職: )	様 (役職: )	様 (役職: )
質問事項				
7月23日(火)	参加者様 氏名・役職	様 (役職: )	様 (役職: )	様 (役職: )
質問事項				

**お問い合わせ**

愛知県・愛知労働局 委託事業  
**愛知県医療勤務環境改善支援センター**  
 (受託: 一般社団法人 愛知県労災指定医協会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階  
 TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767  
 E-mail info@aichi-medsc.or.jp

**ホームページでも情報公開中**

右のQRコードを  
 読み取ってください。

<https://aichi-medsc.or.jp>

